

閱覽用

平成27年 第1回

神崎市農業委員会総会議事録

平成27年1月6日

神崎市農業委員会

平成27年 第1回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年1月6日(火) 9時 31分 開会

2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 32名 欠席委員 5名 傍聴者 0名

番号	役職	氏名	出欠	番号	役職	氏名	出欠
1	会長	田中 久男	出	20	委員	馬場 英征	出
2	副会長	森 義博	出	21	委員	服巻 玉美	出
3	委員	川浪 恒男	出	22	委員	柳川 芳和	欠
4	委員	八谷 実	出	23	委員	荒木 初男	欠
5	委員	中島 和則	欠	24	委員	大澤 一士	出
6	委員	鳥谷 隆則	出	25	委員	納富 照海	出
7	委員	小淵 一男	出	26	委員	副島 良治	出
8	委員	森田 昭己	出	27	委員	本村 宣行	出
9	委員	宮島 岩夫	出	28	委員	貞包 和則	出
10	委員	廣瀧 恒明	出	29	委員	鐘ヶ江政明	出
11	委員	志岐 善隆	欠	30	委員	中原 義高	出
12	委員	佐藤 芳春	出	31	委員	宮地 恆代	出
13	委員	早田 勝彦	出	32	委員	貞島 正則	出
14	委員	片江 護	欠	33	委員	船津 義隆	出
15	委員	北御門 勇	出	34	委員	高尾 謙一	出
16	委員	江口 佳昭	出	35	委員	西村 千秋	出
17	委員	野口 富三	出	36	委員	井田 克己	出
18	委員	島 榮治	出	37	副会長	倉谷 勝英	出
19	委員	酒見 貞之	出				

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

10番 廣瀧 恒明 委員 12番 佐藤 芳春 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 中牟田 敏彦 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	20件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	15件

5. 説明のため出席した職員

農業委員会事務局職員

事務局長	中牟田 敏彦
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	有馬 靖子
嘱託職員	松延 忍

農政水産課職員

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	別府 卓馬

6. 会議の概要

事務局長

新年、明けましておめでとうございます。

農業委員さんにおかれましては、「希望に満ちた輝かしい新春」を家族と共にお迎えになられたことと推察しております。

昨年は、農業委員さんには総会での審議はもとより、農地利用状況調査などいろいろとお骨折りを頂きまして、誠にありがとうございました。

本日は、平成27年の最初の総会であります。

それでは、平成27年第1回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長のあいさつをお願いいたします。

会長

改めまして、明けましておめでとうございます。

委員の皆様におかれましては、心新たに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

さて、農政改革が示されている中で昨年末は衆議院選挙が実施され、佐賀県は選挙区

が3から2に1つ減りましたが、5名の先生を国会に送ることが出来ました。本当に良かったというふうに思っております。そして此の事が我々の意見を少しでも国会に伝えて頂ければというふうに思っております。1月30日に本年度最後の農業委員研修会がドゥーイング三日月で開催されます。是非参加をお願いいたします。後以ってこの事は事務局長の方より、報告があるかと思えます。

それでは、只今から平成27年第1回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は、32名でございます。

欠席届の方が、5番中島委員、11番志岐委員、14番片江委員、22番柳川委員、23番荒木委員の方から出ております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神崎市農業委員会会議規則第6条「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長をお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議長

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名をいたします。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、10番廣瀧恒明委員さんと12番佐藤芳春委員さんの2名をご指名いたします。

どうか、よろしくをお願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の中牟田局長、山口係長をご指名いたします。

議長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	20件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 15件
以上でございます。

(申請者入室)

議長

それでは、議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。

議案第1号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について説明をいたします。

これは、農地転用許可後に他の事業者などに事業計画全体を承継する場合には、この変更承認申請と併せて農地法第5条の規定による許可申請が必要となるためです。

受付番号1番、申請地所在、神埼町〇〇、畑3筆、328㎡、申請理由「当初計画者が、転用事業者が事業を遂行できない理由」としては、「子の住宅として計画しましたが親と同居することとなり、この地に住宅を建設することを断念したため。」ということです。

また、事業継承者が「変更後の転用事業が緊急な理由」としては、「申請地が勤務先への通勤と子供の小学校への通学に適した土地なので、早期に土地の取得と住宅建設に着手し梅雨入り前の入居を予定したいため。」ということです。

申請人は、当初計画者、神崎市神埼町〇〇、事業継承者、神崎市神埼町〇〇、申請地には佐賀県より平成14年1月28日付で、それぞれ農地法第4条・第5条による一般住宅への農地転用許可がなされていました。用途は、住宅、駐車場、通路などの建設で328㎡です。事業費は土地代、整地費、建設費など総額30,319千円で、資金は自己資金2,319千円、借入金28,000千円となっております。転用着工は平成27年2月、工事完成は平成27年6月1日の予定です。受付番号1番の申請は、所有権の移転です。農振除外決定は平成23年12月19日、農地区分第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」です。位置図等などについては、4ページから6ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については金融機関などからの残高証明書および融資証明書が提出されています。また、信用については土地利用計画図、建築平面図、工事費見積書が提出され、問題はないと思われまます。仮登記など、転用行為の妨げとなる権利な

どはありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可等の他の法令に関する行政庁との協議については該当するものではありません。農地以外の土地利用にあつては、該当するものではありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて、申請面積は妥当と思われます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は隣接の道路側溝へ排水し、また汚水などは合併浄化槽を経由し道路側溝へ排水する計画です。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議にあつては、佐賀東部土地改良区から「受益地除外の証明」、神埼町土地改良区から「地区外であり支障なし」、教育委員会から「当該地は、八子六本黒木遺跡の範囲内に位置していますので工事にあつては文化財保護法第93条に基づく届出などが必要ですが、届出及び確認調査に必要な書類は渡し済みです。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員のご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

〇〇番の〇〇委員が本日欠席されるということですので、隣接地区の私が代わって地区担当委員の意見を申し上げます。

第1号議案の受付番号1番の申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も、当初の転用許可目的である一般住宅建設での変更計画承認申請であるということで、〇〇委員とともに現地を確認し、区長・生産組合長にお会いして話を伺ったところですが、申請地の周辺には農地はありますが、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来たすことはないということで、無条件の同意書も提出されております。

私も、特に支障はないと考えておりますが、委員会のご審議をよろしくお伺いします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請、受付番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は承認することとし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、議案書の2ページをお開き頂きたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番、申請地所在、神埼町〇〇、畑3筆、328㎡。

これは、議案第1号で説明しました内容と同じですので、議案書の2ページ受付番号1番をお目通しいただくことで説明は省略させていただきます。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案と同様に、〇〇番の〇〇委員に代わって地区担当委員の意見を申し上げます。

第2号議案の受付番号1番の申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。先ほど意見を申し上げた第1号議案の受付番号1番と同じ転用目的や内容であり、地区担当委員としての確認や意見なども同じですので、詳しい内容は省略させていただきます。

私も、特に支障はないと考えておりますが、委員会のご審議をよろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方の退室をお願いします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地所在、神埼町〇〇、畑387㎡、申請理由「平成17年4月に申請地に住宅兼事務所を建築しましたが、農地法による諸手続きが必要であることを知らなかったため、速やかに農振除外を申請し、平成18年2月26日付で許可を頂きましたので、それをもって全て完了したと思い込んでいました。このたび土地の権利関係を確認していたところ、まだ地目が農地のままであることに気づき、そこで農地転用許可申請が必要だったことがわかりました。このように転用許可申請そのものが遅れてしまったことを深くお詫びいたします。」ということです。

申請人は、譲り渡し人、神埼市神埼町〇〇、譲り受け人、神埼市神埼町〇〇、有限会社〇〇、施設の用途は、住宅兼事務所、ビニールハウス、通路などで387㎡です。資金及び転用着手、完成年月日については、すでに建設済みの追認申請です。農振除外決定は平成23年12月19日、農地区分第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」となっています。位置図等については、7ページから9ページに添付しています。

資力及び信用ですが、すでに建設済みですので土地利用配置図や建物の平面図などを提出してあります。仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、すでに建設済みの追認申請です。開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可等の他法令に関する行政庁との協議

については、該当するものではありません。農地以外の土地利用にあつては、該当するものではありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて、申請面積は妥当と思われます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下で、汚水などについては汲み取りです。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議にあつては、佐賀東部土地改良区から「受益地除外の証明」、神埼町土地改良区から「地区外であり支障なし」、教育委員会から「当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地である八子三本黒木遺跡に含まれていますが、今回は開発行為を伴わないため、文化財保護法第93条に伴う届出及び確認調査は不要です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第2号、受付番号2番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

引き続きまして、〇〇番の〇〇委員に代わって地区担当委員の意見を申し上げます。

第2号議案の受付番号2番の申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も、〇〇委員とともに現地を確認し、区長・生産組合長にお会いして話を伺ったところ、すでに住宅など建設済みの追認申請ではありますが、この転用によって周辺農地の営農に支障を来たすことはないということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えておりますが、委員会のご審議をよろしくお伺いします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

〇〇番〇〇委員。

〇〇委員

〇〇番〇〇です。

農振除外決定が議案書の中では、平成18年2月26日付で許可を頂いたと書いてあるんですけど、摘要の所には平成23年12月19日となっておりますよ。何か、ちょっと時期がずれているような気がするのが1つと。あと1つ、これは地目転用許可申請と理由の中に書いてあるのに、摘要には所有権移転になっているんで。

ちょっと済みません、そこをお願いします。

議 長

はい、事務局いいですか。

事務局

はい、説明いたします。

この〇〇さんと〇〇さんの件につきまして、その土地だけの除外申請については許可が出たのは平成18年ですが。その後、神崎市において合併後も数々の見直しがあっておりまして、今最新の見直しといたしますか。制度自体、神崎市の農振法の基本計画ですね、決まったのが平成23年12月19日ですので。県に進達する際は、今のこの日付を以って提出しております。

以上でよろしいでしょうか。

もう1件のものですが、土地の所有がつまり、この5条申請をされていないので所有権移転が出来ておりません。そういったことが、今回の転用で農地法の手続きの理解をしていなかったということで、本人さんから追認申請が上がっております。今回必要なのは、〇〇さんから〇〇さんの方に所有権の移転ということになりますので。

説明よろしいでしょうか。

議 長

〇〇委員、よろしいですか。

議 長

他に、何かご意見あればお伺いいたします。

よろしいでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

そしたら、質疑もありませんので申請者の方は退室をお願いいたします。
ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。
よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

議 長

それでは、議案書の3ページをお開き頂きたいと思います。
議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長

本案につきましては、農業委員会に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限を適用いたしますので、ご了承をお願いいたします。

議 長

受付番号1番を議題といたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退室)

議 長

それでは、受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番、申請地所在、千代田町〇〇、田9, 208㎡、申請理由「相手方の要望により経営規模の拡大の為、取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。売買価格は10a当たり100万円で取引されているとのことです。許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。第4号ですが、150日以上農作業に従事する見込みがあり基準を上回るとされます。第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可することに決定いたします。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さん、入室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員入室)

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地所在、神埼町〇〇、田2, 021㎡、申請理由「相手方の要望により経営規模拡大の為、取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。売買価格は10a当たり70万円で取引されているとのこと。許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われ。第4号ですが、150日以上農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。第7号ですが、権利取得者が地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われ。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われ。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号3番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番、申請地所在、千代田町〇〇、田2, 565㎡、申請理由「相手方の要望により経営規模の拡大の為、取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。売買価格は10a当たり100万円取引されているとのこと。許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われ。第4号ですが、150日以上農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。第7号ですが、権利取得者が地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われ。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われ。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑なしとすることでありますので、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

(農政水産課入室)

議 長

次に、別冊の議案第4号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についてを議題といたします。

議 長

本案につきましても、農業委員会に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限を適用することにしましたので、ご了承をお願いいたします。

議 長

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表の説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の別府と申します、よろしくをお願いいたします。

着席して説明させていただきます。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、農業委員会の議決を求めます。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開き

ください。

利用権設定関係総括表、利用権設定関係、
神埼町、新規5件、再設定5件、計10件、
内訳は田27筆、41, 812㎡、畑1筆、33㎡、計28筆、41, 845㎡。
千代田町、新規4件、再設定6件、計10件、
内訳は田27筆、63, 663.96㎡。
神崎市、合計20件、
内訳は田54筆、105, 475.96㎡、畑1筆、33㎡、計55筆、105, 508.96㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の総括表の説明が終わりました。次に集計表について審議をいたしますが、議事参与の制限を受ける案件を先に審議いたします。

2ページから3ページをお開き頂きたいと思います。

神埼町の新規分の受付番号2番から受付番号5番までを審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退室)

議 長

それでは、受付番号2番から受付番号5番までについて、提案者である農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの、神埼町、新規、2番から3ページの5番までの申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現

在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田16筆、25,933㎡、畑1筆、33㎡、計17筆、25,966㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分、受付番号2番から受付番号5番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号2番から受付番号5番までについては、原案のとおり決定されました。

議 長

次に、4ページをお開き頂きたいと思います。神埼町の再設定分の受付番号5番の審議いたしますが、この案件についても〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けますので、退室のままでお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退室のまま)

議 長

それでは、受付番号5番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの、神埼町、再設定、5番の申し出について説明します。

設定する内容は、田1筆、1，579㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分、受付番号5番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号5番については、原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんの入室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員入室)

議 長

次に、6ページをお開き頂きたいと思います。千代田町の再設定分の受付番号5番を審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退室)

議 長

それでは、受付番号5番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの、千代田町、再設定、5番の申し出について説明します。

設定する内容は、田4筆、9, 486㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分、受付番号5番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号5番については、原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さん、入室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員入室)

議 長

次に、議案第4号、農用地利用集積計画、2ページの神埼町の新規分の受付番号1番から3ページの受付番号5番までを一括して審議をいたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの、神埼町、新規、1番から3ページの5番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、田18筆、29,635㎡、畑1筆、33㎡、計19筆、29,668㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第4号、神埼町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第4号、農用地利用集積計画、4ページの神埼町の再設定分の受付番号1番から受付番号5番までを一括して審議をいたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの、神埼町、再設定、1番から5番の申し出について説明します。設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、田9筆、12, 177㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、神埼町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第4号、農用地利用集積計画、5ページの千代田町の新規分の受付番号1番から受付番号4番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの、千代田町、新規、1番から4番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田10筆、26, 430㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、千代田町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第4号、農用地利用集積計画、6ページの千代田町の再設定分受付番号1番から受付番号6番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの、千代田町、再設定、1番から6番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、田17筆、37, 233.96㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、千代田町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定関係の審議を終わります。

農政水産課の方、ご苦労さんでございました。

(農政水産課退室)

議 長

次に、別冊の報告第1号の1ページから5ページをお開き頂きたいと思えます。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題といたします。

事務局から、1ページの受付番号1番から5ページの受付番号15番までを一括して報告をお願いいたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から受付番号15番までを議案書を基に朗読後、説明】

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

農地法第18条第1項、ただし書き1号から6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから5ページに記載しております、受付番号1番から受付番号15番につきましては、すべて経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約となっております。

受付番号1番、土地の所在、神埼町〇〇、田5, 531㎡。

受付番号2番、土地の所在、神埼町〇〇、田445㎡。

受付番号3番、土地の所在、千代田町〇〇、田1, 025㎡。

受付番号4番、土地の所在、神埼町〇〇、田1, 748㎡。

受付番号5番、土地の所在、神埼町〇〇、田780㎡。

受付番号6番、土地の所在、神埼町〇〇、田2, 746㎡。

受付番号7番、土地の所在、神埼町〇〇、田7, 045㎡。

受付番号8番、土地の所在、神埼町〇〇、田2, 036㎡。

受付番号9番、土地の所在、神埼町〇〇、田1, 579㎡。

受付番号10番、土地の所在、千代田町〇〇、田5, 343㎡。

受付番号11番、土地の所在、千代田町〇〇、田1, 354㎡。

受付番号12番、土地の所在、神埼町〇〇、田2, 664㎡。

受付番号13番、土地の所在、神埼町〇〇、田1, 958㎡。

受付番号14番、土地の所在、千代田町〇〇、田9, 486㎡。

受付番号15番、土地の所在、千代田町〇〇、田2, 565㎡。

なお、貸し人借り人の氏名住所等については、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

報告は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第1回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

10時30分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成27年1月6日

神崎市農業委員会

会 長 田 中 久 男

10番 委員 廣 瀧 恒 明

12番 委員 佐 藤 芳 春